

## ま え が き

国民健康保険は、制度創設以来、我が国の国民皆保険を支える最後の砦となり、地域住民の健康の保持増進、地域医療の確保のための基盤として重要な役割を担ってきました。

しかしながら、市町村が保険者である国民健康保険制度は、他の医療保険に比べ年齢の高い方や所得の低い方の加入割合が高いという構造的な問題に加え、高齢化や医療技術の高度化等に伴う医療費の増加等の影響により、厳しい事業運営を余儀なくされている状況にあります。

このような問題に対処するため、国の財政支援を大幅に拡充するとともに、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることなどを内容とする国民健康保険制度改革が行われました。

また、国においては、昨年6月に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国民健康保険法では、少子化対策の観点から、子供の均等割保険料（税）の減額措置を導入することとしたほか、国民健康保険の更なる安定化を図るため、財政安定化基金の用途の拡充や都道府県国民健康保険運営方針の記載事項に関する改正が行われたところです。

県としましても、保険料（税）の収納率向上などの財政の健全化、予防・健康づくりや医療費の適正化等、国民健康保険の安定的な運営に向け、引き続き取り組んでまいります。

本書は、各保険者から報告された令和元年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）の内容を中心に、取りまとめたものです。

本書の作成に当たり御協力くださった各保険者及び関係機関の皆様に対しまして、改めて御礼申し上げますとともに、今後の事業運営の基礎資料として、御活用いただけましたら幸いです。

令和4年2月

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課長